

令和元年
第11回立川市農業
委員会総会議事録

立川市農業委員会

令和元年第11回立川市農業委員会総会日程

日時 令和元年11月25日（月）午後3時

会場 210会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第2号 引続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和元年第 1 1 回立川市農業委員会総会

令和元年 1 1 月 2 5 日 (月)

立川市役所 2 1 0 会議室

議席	氏名	議席	氏名
1 番	粕谷 秀夫 君	1 0 番	原島 和也 君
2 番	鈴木 豊 君	1 1 番	岩田 安雄 君
3 番	金子 波留之 君	1 2 番	粕谷 久敬 君
4 番	内野 英樹 君	1 3 番	長泉 芳雄 君
5 番	金子 波留之 君	1 4 番	清水 一幸 君
6 番	小峰 喜昭 君	1 5 番	藤野 浩司 君
7 番	山下 明 君	1 6 番	馬場 宏 君
8 番	島田 加美 君	1 7 番	梅田 守男 君
9 番	横幕 玲子 君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君

主査 東深澤 貴行 君

主任 横井 雅司 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。今日は天気が良く暖かくて、こんなにいい日はないんですけれども、野菜がどんどん大きくなってしまって、雨も多いし、農作物に良いのか悪いのか、ちょっと戸惑うところがあります。

1 1 月 2 ・ 3 ・ 4 日と農業祭も無事に終わりました、皆様の御協力を得まして、盛会にできましたことを御礼申し上げます。

また、2日に野菜を搬入、宝船の作成。それから3日には2艘の宝船の作成。3日に1艘の野菜の宝船を解体して販売。4日に2艘を解体して販売を2カ所で行ったわけで、これは1時間前からお客さんが並んでくれて、大変なことだと思っただけです。金子委員が親方なんですけれども、今までは袋をいっぱいつくったんだけれども、300袋から350袋ぐらいに限定しまして、長く並んでいただいたお客さんに、その中身も、こんなものかと言われるより、たくさん入っているなというイメージを与えてもらうほうがいいのかなと思っただけです。1袋が100円で、大体350袋ぐらいがどの船もできたと思うんですけれども、盛会にできまして、ありがとうございました。トラブルもなく、できましたことを厚く御礼申し上げます。

また、農産物品評会の褒賞授与式ですけれども、明日、101会議室で午後1時からございますので、ぜひ皆様も出席をしていただければと思います。

その後、東京都農業会議の田中誠さんの都市農地の貸借の円滑化に関する法律についての講演を予定しているわけです。そんなことですので、ぜひ出席して聞いていただければと思います。

また、先だって11月19日に、JAなんですけれども、明治神宮で農業感謝祭というのが盛大に行われまして、私も毎年出席をさせていただいているんですが、農家にとっては

一大イベントでありまして、お米の奉納、野菜の奉納、いろいろやっていただいたわけでございます。大変厳かなうちにできましたことを報告させていただきます。

また、お手元にお配りしましたのは、私がコピーさせていただいたんですけれども、明治大学の名誉教授の青山さんという方は東京都の副知事をやっておられた方で、東京都農業会議が南新宿ビルにあるんですけれども、今、その会長をなさっている方なんですけど、農業新聞に連載されています。今回、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に関する記事で、日経新聞だそうなんですけれども、ここに書いてありますが、貸借に関して農業委員会の許可は要らないというのは、とんでもないことでありまして、これは農業委員会の事業計画の承認がなければできないことでもあります。農業委員会を軽く見ているような感じがする記事でありましたので、すぐに青山会長は日経新聞へ電話を入れまして、抗議をしたそうでございます。それで訂正をしていただくようにと言っているそうでございますが、どうなったか、そのほうはまだわかりません。そういうふうになんて軽く見られているような感じがすけれども、農業委員会といたしましては、大変重責があるわけなんです。委員も誇りを持ってやっていただければいいのかなと思っております。皆さんの財産に係ることを行っておりますので、慎重に対応していかなければいけないのかなと思っております。いろいろ細かくは事務局のほうから全員協議会のほうでお話があるかと思っておりますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、下側に認定農業者制度のことも書いてありますので、これはまた別の方なんですけれども、ぜひ読んでいただければと思ひております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまより令和元年11月、第11回立川市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員の過半数が出席されておりますので、立川市農

業委員会会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。

なお、本総会に付議すべき項目は、別紙のとおりでありますので、順次御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名ですが、2番の鈴木職務代理と3番の金子委員の御両名をお願いいたします。

それでは、報告事項であります。 (1) 事務報告、 (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出が今回は1件でございます。 (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出が今回は3件出ておりますので、一括して事務局より報告をお願いいたします。局長。

局長 それでは、事務局のほうから報告をさせていただきます。

まず、お手元の資料、縦長の事務報告(1)というA4の資料をお手元に御用意ください。今、粕谷会長からも日程等についてお話しいただきましたので、重なる点がありますがけれども、資料の上からご覧いただきながらと思います。

10月29日(火)～30日(水)、農業委員会会長研究集会。

11月2日(土)～4日(月)、農業祭・農産物品評会。

11月15日(金)、現地調査。

11月18日(土)、令和元年度事業推進協議会、第8回常設審議委員会。

11月19日(火)、令和元年度東京都農業感謝祭。

11月25日(月)、令和元年第11回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

11月26日以降の予定でございます。

11月26日(火)、農産物品評会褒賞授与式及び講演会。

11月28日(木)、令和元年度全国農業委員会会長代

表者集会。

1 1 月 2 9 日（金）、令和元年度農業委員会活動推進フォーラム。

1 1 月 3 0 日（土）～1 2 月 1 日（日）、世界都市農業サミット分科会・シンポジウム。

1 2 月 5 日（木）、東京都認定農業者等担い手連絡会議、東京アグリマネジメントスクール「食と農セミナー」。

1 2 月 1 2 日（木）、第 3 回農地パトロール。

1 2 月 1 3 日（金）、現地調査。

1 2 月 2 5 日（水）、令和元年第 1 2 回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、報告事項（2）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定によります届出 1 件について御報告いたします。お手元の横長、ホチキス止めになっております第 1 1 回立川市農業委員会総会報告の資料をご覧ください。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は砂川町 7 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は 1 1 4 8 m²。転用目的は住宅用地でございます。周辺略図をあわせて御参照ください。

続きまして、報告事項（3）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定によります届出について御報告いたします。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1 件目、農地の所在は西砂町 3 丁目の 2 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地と畑。面積の合計は 1, 0 4 0 m²。転用目的は住宅用地でございます。

2 件目、農地の所在は柴崎町 4 丁目の 2 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積の合計は 1 6. 5 2 m²。転用目的は住宅用地でございます。

3 件目、農地の所在は富士見町 7 丁目の 2 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積の合計は 1 0 1 . 4 2 m²。転用目的は事業用地でございます。

各々周辺略図をつけておりますので、あわせて御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ただいま報告がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようであれば、報告事項については、これで終了いたします。

次に、議案第 1 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、今回は 2 件を議題といたします。

なお、申請者が別室にて待機しておりますので、事務局の報告や審議後に、議場にて制度の趣旨、農業継続などについての意思確認を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より議案第 1 号の 1 の説明をお願いいたします。局長。

局長 お手元の資料、横長のホチキス止めの総会議案の資料をご覧ください。

議案第 1 号の 1 でございます。現地調査を 1 1 月 1 5 日、申請者の立ち会いのもとに、粕谷会長、馬場委員、清水委員、梅田委員及び事務局とで行いましたので、調査結果として報告をさせていただきます。

農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例適用申請農地は砂川町 4 丁目の 1 筆と砂川町 7 丁目の 4 筆となります。

略図 1 をご覧ください。略図 1 - 1 は玉川上水と西武拝島線の間ほどに東西に位置する農地でございます。6 棟

のハウスに、トルコキキョウ、キンギョソウ、アスターなどの花卉のほか、露地では、ハクサイ、ブロッコリー、アカカブ、ハヤトウリなどが作付けされておりました。

次に、略図1-2をご覧ください。略図1-2は武蔵村山市との境界近くに広がります農地で、ニンジン、ネギ、ダイコン、ハクサイ、ヤマイモなどが作付けされておりました。

略図1-1の農地に隣接する宅地に設置いたしました開放型資材倉庫等の一部が農地にかかっていたところから、少し下げてくださいようお願いいたしました。

生産物は主に直売所での販売でございます。

肥培管理は良好でございます。

農業従事者は、申請者とその姉でございます。

議案第1号の1は以上でございます。

議長 それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明、清水委員、梅田委員、馬場委員の順にいきたいと思います。

それでは、順番にいきます。清水委員、お願いいたします。

14番 現地で境界確認をしましたが、大丈夫でした。肥培管理も良好ということで、特に問題はないかと思えます。

議長 次に、梅田委員、お願いいたします。

17番 まず、略図1-1の畑ですが、事務局から説明がありましたように、パイプハウス6棟がありまして、中にはラディッシュ、ルッコラー、あと名前はわからないんですけども、花等が作付けされておりました。

また、略図1-2のほうですが、こちらのほうにはハクサイ、ダイコン、ネギ、ヤマイモ、そういうものが作付けされておりました。境界等につきましては何の問題もありませんし、肥培管理も良好だと思えます。

以上です。

議長 続きますして、馬場委員、お願いします。

16番 略図1-1と略図1-2ともに、本人が几帳面ということもあって、いろいろな野菜が整然と植えられておりまして、境界等も確認できておりますし、肥培管理も大変良好で、一生懸命頑張っているなというのがわかる次第です。

以上です。

議長 続きますして、横幕委員、お願いします。行っていなかったですか。失礼いたしました。午前中までだったですね。

ただいま説明がありました件について、何か質問がありましたらお願いいたします。

私のほうから。今、3者から御説明がありましたとおり、この方は大変几帳面で、いろいろな多品目の野菜を生産しておりまして、直売所、またみの一れ立川のほうへいろいろ出しておりまして、大変いい作物をつくっている方でございます。また、ごきょうだいも販売等も手伝っているそうでございます。また、畑は肥培管理もよく、大変きれいに耕作されておりましたことを御報告させていただきます。

ほかにございますか。

……質疑なしの声

議長 質問がないものと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 先日はいろいろお忙しいところをどうもありがとうございました。また、猶予制度を受けていただきまして、ありがとうございました。今日はお忙しい中を本当にありがとうございました。

申請人には相続税納税猶予というものを十分御理解をいただいていると思うんですけども、農業委員会の総会において、その意思をもう一度確認させていただくためにお越し願ったわけでございますので、ぜひ御協力をしていた

だきたいと思います。

相続税納税猶予制度が正しく運用されなければ、制度そのものが維持できなくなってしまうとして、立川農業の発展はおろか、農地を存続させることすらできなくなってしまう。そこで、お考えを聞かせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問させていただきます。

それでは、梅田農業経営部会長、よろしく願いします。

17番 今日、せっかくの天気の中、仕事をしたかったと思いきすけれども、御苦労さまです。簡単な質問をさせていただきますので、よろしく願いします。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上でなくてはならない制度であると同時に、他の業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、さまざまな理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。そこで、確認させていただきます。

1点目、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上の2点をよろしく願いします。

申請人 30歳で就農いたしましてから、家族と一緒に今まで農業のほうをずっと継続してやってまいりました。母親が亡くなりまして、相続するに当たりまして、あと何年できるかわかりませんが、体の動く限り、ぼけたりしない限り、一生懸命

やっぺいこうかなというふうに思っております。

また、今日連れてきました長男が、今は農林水産振興財団のほうで修行させていただいておりますけれども、あと2年ぐらいで契約が切れるということですので、終わったら、やっぺもらおうかなというふうにも思っておりますので、頑張っぺいきたいと思ひます。

以上です。

17番 わかりました。私の家からすると羨ましい限りの後継者がいるということで、頑張っぺやっぺください。

以上です。

議長 続きまして、金子土地利用部会長、お願いします。

3番 今日は御苦勞さまです。質問させていただきまますので、よろしくお願いします。質問はかぶるかもしれませんけれども。

相続税納税猶予制度は、農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度を存続させるように、さまざまな努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することができなくなります。

適用申請農地は、原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑法の施行により貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取申出を行う場合には、貸しているものの農業経営への一定の関与が必要です。貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一許可なく相対での貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこで、お尋ねします。特例適用申請農地について申請者自身がどのようにかかわっていくか、お考えをお聞かせいただければありがたいと思ひます。

申請人 今のところ、いろいろ自分でもやっぺみたいことなどがご

ございますので、自分自身で農業経営を継続して行っていくつもりでおります。

また、長男もおりますけれども、実際にやってみたら、もうからないので、やめたいとかいうようなこともあるかもしれないので、そういう際には、まず農業委員会に相談するように伝えておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

3 番 ありがとうございます。納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請者から、肥培管理や耕作を適切していくということをお約束いただきましたけれども、私も十分知っていますし、多分息子さんがどこかへ行くことはないと思いますので、一生懸命、老いが来るまで頑張っていただけだと思います。

議長 ほかの委員で質問がある方はお願ひいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、私から申請人の方にお願ひいたします。

今、2者からいろいろなことを御質問させていただきましたけれども、相続税納税猶予というのは、単に受ければよいというものではなく、都市農業振興基本法という中に、都市に農地があるべきものというふうにうたっておりますので、これ以上農地が減らないように、納税猶予を受けていただいたわけでございますので、ぜひこれからも頑張ってお願ひいただければいいかなと思っております。

私も圃場を見させていただきましたが、大変立派にやっておられまして、あれだけの多品目をやっているということはなかなか大変だなと思っております。先ほど審査をした中でも言わせていただいたんですけれども、これからもいい農作物をつくっていただき、消費者の方に供給していただければ

と思いますので、よろしく願いいたします。

息子さんも御同行していただいて、この中のことをいろいろ勉強していただければ、これからもいいのかなと思います。

今、財団のほうへ行っておられるんですか。

申請人（長男） はい、そうです。

議長 1年ですか。

申請人（長男） 今、嘱託職員として働いているんですけども、契約は5年間で、3年働いているので、あと2年です。

議長 お父さんも立派だけれども、息子さんも立派で、これから安心してやっていけるとと思いますので、よろしくお父さんをサポートしてやっていただければと思います。助けてあげてください。今日はどうもありがとうございました。

この封筒の中に相続税納税猶予というのはこういうものだということが書いてありますので、家族で見ていただいて、いっぱい働いて、税金をいっぱい納めてください。よろしく願いいたします。御苦労さまでした。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の1、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、事務局より議案第1号の2の説明をお願いいたします。局長。

局長 資料に戻っていただいて、議案第1号の2を説明させていただきます。

農地等の相続人の住所・氏名等は資料で御確認ください。

特例適用申請農地は西砂町1丁目の1筆となります。

略図2をご参照ください。自宅の南側に位置する農地で、作付けはされておられません。耕うん整地は行われておりましたが、農地の隅には雑草が残り、まだ手が回っていない

様子が歴然としていたような様子でございます。被相続人は7,000㎡以上の農地を所有されていて、今回の相続に当たりまして、その90%を超える面積の農地について「主たる従事者の証明」を交付し、処分されるという見込みであります。

今回、全体の10%程度の700㎡余りにつきまして、農業経営を行いたいという趣旨でございます。

被相続人の方が御存命中の近年も文書指導を行った経過というのは御記憶に新しい方もおいでと思えますけれども、申請者は過去にも農業経営の経験がありまして、年齢的に見ても、この面積であれば肥培管理も可能というふうに考えております。

本日は申請者もお越しになっておりますので、この後、皆様から営農の意思を確認していただければというふうに思います。

議案第1号の2は以上でございます。

議長 それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。鈴木和昌委員、粕谷久敬委員、内野委員、順番にいきます。まず最初に鈴木和昌委員、お願いします。

5番 この農地は、今、事務局からお説明がありましたとおり、7,000㎡の買い取りを先月の総会のときに皆さんに承認していただいた農地でありまして、その後、納税の関係で、このぐらいの農地が残るということになりましたので、今回の申請になっております。

また、略図の左下にある四角い小さく7番と書いてあるところは、きょうだいの家がありますので、ここを残さないと、間にほかの人が入ってしまう可能性もあるということなので、ここをしたそうです。

今、お話もありましたとおり、雑草等々が農地の際にまだ残ってございましたので、それを処理するように指導してあります。

また、境界のほうはプラ杭のままでしたので、処理していただくように指導してあります。それが終わってから、農地の耕作のほうを行っていただくようにという形で、この間もお話をしました。

以上です。

議長 続きます、粕谷久敬委員、お願いします。

1 2 番 今、鈴木和昌委員が説明したとおり、畑の周りには雑草というより枯れたカヤが、かなりの量が残っておりまして、それをきれいに刈り込むなりして、その後耕うんするように皆さんで注意をしました。

あとモクセイの木が一部、境界の中に入っておりまして、それはどう見ても生産しているようなものではないので、切って、きれいにするように注意がありました。

以上です。

議長 続きます、内野委員、お願いします。

4 番 この方は、場所的にちょっと細くなっているところが通路なのか畑なのかという感じで、わからない部分がありましたけれども、全体的には耕うんしてありました。皆さんが言ったとおり、周りが全体的にカヤで覆われておりまして、その辺を片付けていただくように言ってきました。

以上です。

議長 ただいま説明がありました件について、何か質問、確認等がありましたらお願いいたします。

鈴木和昌委員、確認したときに約束はしたんですよね。

5 番 そうです、ちょっとお時間をいただきたいということでした。

議長 あのままだと、ちょっとどうなのかというところですので。

5 番 またすぐに雑草が生えてしまう可能性もありますので。

議長 粕谷久敬委員、見た感じは、今言われたカヤが生えていると。

1 2 番 一応耕うんはしてあったんですが、その周りの部分にまだ

かなりカヤが残っておりまして、それを処分しないといけないのではないかなと。皆さんが言われたとおりです。

議長 それから境の杭がプラ杭だったでしょう。

12番 そうです。

議長 あれはどこかへ行ってしまいますよね。御影石にちゃんとするように言っていたかかないと。ちよくちよく見ていただければと思います。

ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないものと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 先日はお邪魔いたしまして、ありがとうございます。また、今回、納税猶予を受けていただきまして、ありがとうございます。

申請人には、相続税納税猶予について十分御理解をしておられると思うんですけれども、農業委員会の総会において、その意思を改めて確認させていただきたいと思ってお呼びをしたわけでございますので、よろしくお願ひいたします。

農業委員会としては、相続税納税猶予制度が正しく運用されなければ、制度そのものが維持できなくなり、立川農業の発展はおろか、農地を存続させることすらできなくなってしまうので、よろしく御理解をしていただければと思っております。

最初に農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、梅田農業経営部会長、よろしくお願ひいたします。

17番 こんにちは。簡単な質問をさせていただきます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継

続していく上でなくてはならない制度であると同時に、他の業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、さまざまな理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。そこで、確認させていただきます。

1 点目、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2 点目、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上の2点をお聞かせください。

申請人 僕自身は農家をずっとやってきたので、これからもやっていく意思はあります。

それと兄が隣に住んでいるので、兄にも相談したら、もし何かあったときには助けてくれる旨の了解はもらいましたので、できると思います。

17番 体に気をつけて頑張ってください。

議長 続きまして、金子土地利用部会長、お願いします。

3番 お疲れさまです。質問がかぶりますけれども、一応聞きたいなということがありますので、よろしくお願いします。

相続税納税猶予制度は、農業だけに適用される特例措置で、各市町村の農業委員会は、この制度を存続させるように、さまざまな努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。

適用申請農地は、原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑法の施行により貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発

生し、買取申出を行う場合には、貸しているものの農業経営への一定の関与が必要です。貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一許可なく相対で貸し借りをを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこで、お尋ねします。特例適用申請農地について申請者自身がどのようにかかわっていくか、自分で耕作をしていくかという内容的なものをお聞かせ願えればと思いますので、よろしくお願ひします。

申請人 ずっと両親と一緒に耕作してきまして、自分でつくった野菜を自分でお客さんに配達するというを長年やってきました。お客さんもいますので、またそれを引き続き、直売という形になるか、配達することになるかは、またこれからなんですけれども、同じようにやっていきたいと思ひます。

3 番 ありがとうございます。納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的としたものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を今までどおりやっていくということをお約束していただきましたので、ぜひよろしくお願ひします。

議長 ほかの委員で何か御質問がある方は挙手をお願ひいたします。鈴木和昌委員。

5 番 先日は大勢で押しかけましたが、ありがとうございます。この間、お約束していただいた件がありまして、草が残っておりますが、あれはいつぐらいまでに片付ける予定ですか。

申請人 今年中には片付けたいなと思っております。植木のほうは年明けになるかもわからないんですけれども、ちゃんと適切に全部取り除くように、指導されたようにやりたいと思ひます。

5 番 あともう1点、杭がプラ杭のままですが。

申請人 測量士さんと相談しながらやっていきたいと思ふので、そ

の辺はお待ちください。

5 番 できればちゃんと石にさせていただいたほうがいいと思いますので、お願いします。

申請人 わかりました。

議長 ほかの方はございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、私から申請人の方にお願ひしたいと思ひます。

今、3者からいろいろな御意見、御質問をさせていただきましたけれども、相続税納税猶予というのは、単に受ければよいというものではなくて、税金が猶予されているわけなんです。本当に微々たるものなんです。だから受けた面積は、有効的に使っていただかなければいけない部分になっております。私も調査の担当をさせていただきましたんですけれども、今、質問があった中で、カヤが大分まだ周りにありますので、あれはどんどんふえてまいりますので、やっぱりまずいですよね。

それから植木が一つありましたけれども、それは年内にはできないということなんです、極力早くああいうものを撤去して、畑にして、作物を作付けしていただき、消費者の方に販売をしていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

今、質問させていただいた納税猶予制度ということが、この封筒の中に書いてありますので、もう一度御家族、関係者の方に読んでいただきまして、納税猶予制度とはこういうことなんだということで御理解をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

お体に気をつけて、ぜひ頑張ってください、お約束を守っていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の2、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、今回は多いんですよ、16件出ております。よろしく御審議していただくわけですがけれども、本件の中に内野委員の世帯が含まれておりますので、農業委員会会議規則第10条の規定によりまして、内野委員は議事にかかわることができません。一時退席していただきますよう、よろしくをお願いいたします。それでは、退席してください。

〔4番委員 退席〕

議長 それでは、事務局より説明をお願いいたします。局長。

局長 今、会長からもありましたが、16件と大変多くなっております。説明の時間を長くいただいてしまいますが、御容赦ください。

現地調査につきましては11月15日に、申請者の立ち会いのもとに行っております。もし委員の皆様、参加していないのにとか、参加したのにとという誤りがありましたら、御容赦ください。粕谷会長、鈴木職務代理、横幕委員、長泉委員、小峰委員、金子委員、原島委員、馬場委員、梅田委員、島田委員、内野委員、鈴木和昌委員、粕谷久敬委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告させていただきます。

お手元の資料をめぐっていただきまして、議案第2号の1番から16番まで、それぞれの農地等の相続人の住所・氏名につきましては記載のとおりでございます。番号順に御説明をまいります。

議案第2号の1、特例農地につきましては柴崎町5丁目の10筆でございます。

略図 1 をご覧ください。略図 1 は新奥多摩街道の南側、多摩川緑地に隣接している農地で、一番広い畑が 8 筆、そのほかの畑 2 筆となっております。

一番広い農地には、育苗用ハウスのほか、ネギ、ブロッコリー、サニーレタス、ハクサイなど多品目の野菜が作付けされておりました。また、養液栽培用ハウス建築に向けまして、整地もされておりました。

北側の農地は防虫ネットがめぐらされておりました、ビワ、プラムなどが植え付けられておりました。前回の調査時にありましたイチジクは、ヤマモモに更新するために伐採されておりました。

西側の細長い農地につきましては、耕うん整地されておりました。

生産物につきましては、自家直売所での販売のほか、みのれ立川にも出荷しているとのことでございます。

いずれの農地につきましても肥培管理は良好でございます。

農業従事者は、申請者本人と子ども夫婦、孫ということでございます。

議案第 2 号の 2、特例農地につきましては若葉町 2 丁目の 1 筆と若葉町 3 丁目の 1 筆でございます。

略図 2 をご覧ください。

略図 2 - 1 は自宅の北側に位置をしております農地で、ケヤキ、モミジ、ハナミズキなどが植え付けされておりました。

略図 2 - 2 は若葉町団地の南側に位置する農地で、サルズベリ、ハナミズキ、カエデなどが植え付けされておりました。

生産物は、造園業者に出荷を行っているということでございます。

肥培管理は良好で、農業従事者は、申請者本人と弟でござ

ざいます。

議案第2号の3、特例農地につきましては幸町5丁目の4筆でございます。

略図3をご覧ください。略図3は自宅の北側に隣接をいたします農地で、モチノキ、ニセアカシア、フイリサカキ、アラカシ、ハナミズキ、コニファー類など多品目の植木のほか、東側の一部にサトイモ、ゴボウ、ハクサイなどの野菜が自家消費用として作付けされておりました。

肥培管理は良好でございます。

農業従事者は、申請者本人夫婦でございます。

議案第2号の4、特例農地につきましては幸町5丁目の1筆でございます。

略図4をご覧ください。略図4は自宅北側に隣接をします農地で、ヤマボウシや数種類の西洋サルスベリなどの植木が生産されておりました。また、一部にネギ、サトイモ、コマツナなどが作付けされておりました。植木は業者間取引、野菜は自家消費とのことでございます。

肥培管理は良好でございます。

農業従事者は、申請者本人でございます。

議案第2号の5、特例農地につきましては柏町3丁目と4丁目の2筆となります。

略図5をご覧ください。

略図5-1は自宅北側に隣接する農地で、キウイやウメの栽培、サトイモ、コマツナ、ノラボウナなどが作付けされておりました。

略図5-2は平成新道を越えまして、日大二高グラウンドの東あたりに位置する農地でございますが、ネギ、ハクサイ、ダイコンなどが作付けされておりました。

生産物は自家消費用とのことでございます。

若干片付け等が不十分な印象もございましたが、概ね肥培管理は良好でございます。

農業従事者は、申請者本人でございます。

議案第2号の6、特例農地につきましては砂川町1丁目の3筆、砂川町6丁目の1筆、柏町4丁目の1筆となります。

略図6をご覧ください。

略図6-1は自宅南側に長く広がる農地で、ナシ、カキ、リンゴが栽培されておりまして、また、ナシの根圏制御栽培に向けまして、圃場の整備が進行しつつあるところです。

略図6-2をご覧ください。西武拝島線の南側に隣接します農地で、ギンナンが栽培されておりました。大きくなり過ぎた茶の木は整理するとのことでございます。

略図6-3をご覧ください。玉川上水緑道に隣接する農地で、ダイコン、ハクサイ、サトイモ、ネギ、キャベツ、ゴボウなど多品種の野菜が作付けされておりました。

肥培管理は良好でございます。

生産物は、市場出荷のほか、一部は共同直売所等で販売もしているとのことでございます。

農業従事者は、申請者本人と子ども夫婦でございます。

議案第2号の7、特例農地につきましては、幸町3丁目の1筆、砂川町4丁目の4筆となります。

略図7をご覧ください。

略図7-1は自宅東側に隣接します農地で、ナシ園でございます。

略図7-2は玉川上水と西武拝島線のほぼ中間あたりに位置する農地で、ミカン、カキ、ウメなどの栽培を行っております。風よけのお茶の木が大きくなり過ぎて、剪定等を行うとのことでした。

生産物は、庭先販売のほか、直売所への出荷等も行っているということでございます。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人と子どもでございます。

議案第2号の8、特例農地につきましては砂川町4丁目の

3筆となっております。

略図8をご覧ください。玉川上水の北側に隣接いたします農地で、サトイモ、ダイコン、カブ、ウメなどが作付けされまして、また、切り花用にロウバイも植え付けられておりました。

畑で販売していたようですけれども、体調をくずしてからは販売もなく、現在、生産物は自家消費用のこととございます。

農業従事者は、申請者本人でございます。

議案第2号の9、特例農地につきましては砂川町2丁目の2筆となります。

略図9をご覧ください。大山道に隣接いたします農地で、ハウス3棟のほか、露地でホウレンソウ、キャベツ、ニンジン、ダイコン、カブなど多品目の野菜が作付けされておりました。

生産物は、自宅直売所で販売しておりまして、訪問中も複数の買物客がいらっしゃる御様子でした。

肥培管理は良好でございます。

農業従事者は、申請者夫婦と母親でございます。

議案第2号の10、特例農地につきましては砂川町3丁目の5筆でございます。

略図10をご覧ください。五日市街道沿いの自宅の北側に隣接いたします農地で、シャラやモミジ、ツバキなどの植木のほか、自家消費用のサトイモ、ネギなどが作付けされておりました。

肥培管理は良好です。

農業従事者は、申請者本人と子ども夫婦でございます。

議案第2号の11・12・13でございます。こちらにつきましては、持ち分に従いまして各々が納税猶予の申請を行っているという農地で、対象となる農地は同一でありますので、まとめて御説明させていただきます。

特例農地は一番町1丁目の3筆でございます。

略図11・12・13をご覧ください。昭島市との市境に近いところで、自宅を囲むように位置する農地でございます。ヤマモミジ、ハナミズキ、マテバシイなど、東京都委託の苗木などの植木のほか、ナシ、ミカンなどの果樹を生産しております。

生産物は契約出荷を行っており、一部みの一れ立川にも出荷しているとのことでございます。

肥培管理は良好です。

農業従事者は、各々の申請者と11番の申請者の子ども夫婦でございます。

議案第2号の14、特例農地につきましては一番町3丁目の1筆となります。

略図14をご覧ください。自宅の北側に隣接する南北に広がる農地で、サトイモ、ネギ、ダイコンなどが作付けされておりました。

生産物は、自家消費のほか、特定の方に分けていることです。

不用な樹木や資材の放置など畑の管理は決して良好とはいえる状況ではないことから、今後も状況を注視していく必要があるというふうに考えております。

農業従事者は、申請者本人と子ども夫婦でございます。

議案第2号の15、特例農地につきましては一番町2丁目の3筆と一番町3丁目の12筆となります。

略図15をご覧ください。

略図15-1は自宅の北側に隣接する農地と、少し離れて東側に位置する農地で、ビニールハウスが林立しておりまして、ハクサイ、タマネギ、コマツナなどの多品目の野菜が作付けされておりました。

略図15-2をご覧ください。こちらは都営松中住宅の近くに位置します農地を中心として、一面にニンジンとダ

アイコンが作付けされておりました。

肥培管理は良好でございます。

生産物は、主に契約出荷をしておりまして、みの一れ立川にも出荷しているとのことでございます。

議案第2号の16、特例農地は西砂町6丁目の3筆となります。

略図16をご覧ください。

略図16-1は五日市街道北側に位置します農地で、ニンジン、ネギなどが作付けされておりました。

略図16-2は都営松中アパート西側に位置する農地で、ネギが作付けされておりました。

生産物については、自家消費とのことでございます。

肥培管理は良好でございました。

農業従事者は、申請者本人夫婦でございます。

今後も引き続き農業経営を継続していくことを確認した次第でございます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、調査を担当された委員から、順次補足説明をお願いしたいと思います。番号1を長泉委員、横幕委員。番号2を鈴木職務代理、横幕委員。番号3を金子委員、横幕委員。番号4を金子委員、横幕委員。番号5を原島委員、横幕委員。番号6を馬場委員、横幕委員。番号7を小峰委員。番号8を梅田委員。番号9を梅田委員。番号10を梅田委員。番号11・12・13を島田委員。番号14を私、粕谷会長、これは内野委員の代理です。番号15を鈴木和昌委員。番号16を粕谷久敬委員の順番にお願いしたいと思います。

それでは、まず最初に番号1を長泉委員、お願いいたします。

13番 局長の説明のとおりで、特に説明もないんですけれども、多摩川緑道のそばで、西側に中央線が通っています。10と振ってあるところなんですけれども、東側にハウスが2棟建

っております、9のほうは果樹です。ビワとかプラムが植えてありました。南側の細長いところは耕うんのみでしたが、みんなどこもきれいに耕作してあって、境界の杭もはっきりしております。

それと10の西側の半分、ここは東京都の補助金で水耕栽培のトマトを始めるということで、12月から工事に入るということで、現在は空き地になっておりました。

非常に肥培管理もよく、問題ないと思います。

以上です。

議長 続きます、横幕委員、お願いします。

9番 ここはずっと昔から雨が降ると多摩川の水位が上がって、水がついたということだったんですけれども、先般の台風19号のときには避難勧告が出たというところでして、私は、多摩川が天井川であるということはこのたび初めて知りました。畑そのものは本当にきれいに管理されていて、問題はなかったと思います。

議長 続きます、番号2を鈴木職務代理、お願いします。

2番 この方は植木を生産しております、略図2-1、略図2-2について、境界石また肥培管理も良好でございます。

ただ、略図2-2のところに植木を切った後の枝が積んでありましたので、それを注意いたしました。暮れになったら阿豆佐味天神社に持っていくということでありまして。あとは問題ないと思います。

以上です。

議長 続きます、横幕委員、お願いします。

9番 今、指摘のあった切り株のことが指摘されておりました。ほかには特に問題ないと思います。

議長 続きます、番号3を金子委員、お願いします。

3番 番号3と4を一緒にいいですか。

議長 番号3と4ですね、お願いします。

3番 番号3の方については、自宅の裏側で、略図3ですけれど

も、一部南のほうに自家消費用の野菜をつくっておきまして、北のほうは全て野菜で、業者に出しています。境界線もしっかりと入っておりましたし、問題ないと思います。ただ、先ほど夫婦でと言ったけれども、最近はやっと体をこわして、娘が手伝って一緒にやっています。

番号4のほうは、ここも南のほうに自家消費する分がありまして、あとはヤマボウシなり植木が整然と植わって、肥培管理もちゃんとできていますし、境界線もちゃんとしています。

この方は会社のお勤めがありますので、土日に親戚と一緒にやっているということで、肥培管理は両方とも畑もきれいで、大丈夫だったと思います。

以上です。

議長 それでは、番号3と4を横幕委員、お願いします。

9番 金子委員がおっしゃったとおりで、特に問題はありません。

議長 続きまして、番号5を原島委員、お願いします。

10番 この方は自家消費用の野菜をつくっておきまして、略図5-1の畑のほうは自宅のすぐ裏にありまして、その畑のほうに、シュロの木の小さいのが何本か生えておきまして、少し片付けるように注意しておきました。境のほうも問題なく確認できました。

略図5-2のほうなんですけれども、ここは自家用でつくっている野菜らしいんですけれども、収穫する時期が遅いと思うんです。自家消費用だからいいのかなと思うんですけれども、ああいう作付けで野菜が育てばいいのかなと思うんです。やっている素振りという感じにいる段階のような形でしたので、報告させていただきます。

以上です。

議長 それでは、横幕委員、お願いします。

9番 略図5-1のほうは略図でもわかりますが、保育園がそばにあって、子どもたちの声が聞こえる、非常に環境のいいと

ころだと思いました。

略図 5 - 2 については、畑は台風の後、種をまき直したという形にしておられて、そんなところで、特に問題というようなところはありませんでした。

議長 続きますして、番号 6 を馬場委員、お願いします。

1 6 番 この方は、本人と息子さん夫婦で、ナシ、ギンナン等の果樹、それから野菜等をつくっておられまして、境等も確認できておりますし、大方問題はないんですけれども、略図 6 - 3 のところが玉川上水についたところなんです、そのところがシュロ木だの何だのと、だんだん枯れ葉が落ちてくるということでしょうがないんでしょうけれども、少し片付けるよう指導しておきました。

以上です。

議長 続きますして、横幕委員、お願いします。

9 番 略図 6 - 1 のところで、境界のところのお茶の木などがちょっと育ち過ぎているので、少し整理をするようにという助言がありました。

以上です。

議長 続きますして、番号 7 を小峰委員、お願いします。

6 番 この方は果実を生産している方で、略図 7 - 1 はナシ園になっておりまして、下草が枯れて、そのままになっていたので、片付けるように言っておきました。

略図 7 - 2 は、カキ、ミカン、ウメ等が植えられておりまして、あとお茶の木が伸び過ぎていたので、それを刈っておくように、あとウメの木を伸びていたのでは、剪定するようということをお話しておきました。

以上です。

議長 続きますして、番号 8 ・ 9 ・ 1 0 を梅田委員、続けてお願いします。

1 7 番 この方は体をちょっとこわしてしましまして、以前は庭先販売をやっていたんですけれども、農地調査をしたときには、

サトイモ、それからダイコンがあり、また幼稚園との契約体験農園みたいな感じでサツマイモの掘り終わった跡がありました。境界等は何の問題もございません。

ただ、玉川上水の北側に位置して、日陰になっている部分がかかなりあって、シノか何かが出てきてしまっているのも、その辺が畑をやるにはかわいそうなロケーションかなと思いました。

次に番号9ですが、この方は、真ん中の割れているようなところは、昔、川が流れていたんですね。それでこんな感じになっているんです。まず、番号9の1と2のほうはハクサイなどが植え付けられておりました。その北側のほうはキャベツ、ネギ、ブロッコリー等が作付けされてありまして、隣接する資材倉庫との境目に、生産緑地でありながら看板が設置されておりましたので、これはとるように言いましたら、早速、看板の会社に電話して、撤去させるということで、もう話がついているそうです。番号9は以上です。

番号10ですが、この方は自宅の北側にある広大な畑で、説明にあったように、ツバキ等の植木が生産されておりました。とにかく閑静な畑でした。

以上です。

議長 続きまして、番号11・12・13を一括して島田委員、お願いします。

8番 この方は、番号11・12・13ということで、持ち分3分の1ということです。果樹ということでミカン、ブルーベリー、また植木のほうではハナミズキ、モミジ、マテバシイなどを植えておりました。少し剪定枝等があったので、それは片付けてくださいということで伝えておきました。

以上です。

議長 番号14を私のほうから報告させていただきます。

この方は、前はハウスを大々的にやっておられましたが、ハウスを全部撤去いたしまして、今は更地になっております。

作付けはサトイモとか、いろいろなものをつくっておられるんですが、今のところ、来年に向けての作付けの耕うんということでございます。

境なんですけど、北はいいんですけども、南のほうの境の一部がちょっとあやふやなようだったのですが、建物とか、そういうものは建っておりませんので、これはまた後で確認しておいてくださいということでお約束をさせていただきました。

続きまして、番号15を鈴木和昌委員、お願いします。

5番 この方は高齢のため、自宅周辺での生産のみということで、農作業全般は息子さん夫婦が行っております。

略図15-1の左側は自宅の裏側で、トマトのハウス、ニンニク、ハクサイ等々が植えてありました。右側の部分は、ニンジン、サトイモが植えてあり、空いているところはきれいに耕うんされておりました。

略図15-2の左上に関しましては、切れているところは送電線の鉄塔があります。そういうところにはダイコンとニンジンが作付けされておりました。

それと右下の2カ所に関しましては、現在、耕うんのみで、春先に備えているとのことでした。

全て境界は確認できました。肥培管理は良好です。

以上です。

議長 続きまして、最後になりましたが、番号16を粕谷久敬委員、お願いします。

12番 この方は商店を営まれている方なんですけど、自宅の裏に自家消費用の野菜、タマネギ、ハクサイ等が植えてありました。あとビニールハウスが1棟ありまして、その中でインゲンか何か、小さな苗が植え付けてありました。

あともう一つの略図16-2のほうですが、こちらは信用金庫のグラウンドのすぐ東側の畑でありまして、ネギがきれいに植え付けてありました。空いている部分に関してもきれ

いに耕作されておりました、雑草等もほとんどありませんでした。

ただ、会長のほうからお話があったんですが、自宅から略図16-2の畑に行くのに、ちょっと遠回りをしなければいけないということで、一部、自宅の裏からすぐ北へ抜けられるように、斜面というか、上るようなスロープがつくってあったんですね。これは本来、農業委員会のほうへ相談していただいてからつくったほうがよかったというような注意を会長のほうがされておりました。

圃場等は大変よく管理されていて、問題ないと思います。
以上です。

議長 大変たくさんの方がございますので、スムーズにいきたいと思います。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等があったらお願いいたします。

議案第2号の1、私のほうから。これは長泉委員だったですね。今、空き地になっているところはハウスを建てるということで、これは1棟だったですよ。

13番 そうです、9.1mの32mぐらいです。

議長 これは水耕栽培をやるというようなことですか。

13番 そうです。

議長 補助事業で、3人で組んでいるというような、トマトか何かをやる。

13番 3軒でやるようです。

議長 もう工事は始まっているんですか。

13番 12月から始めるということです。

議長 肥培管理もかなりいいんですが、お孫さんが一生懸命やっているんですね。

13番 そうですね。

議長 ほかにございませんか。

議案第2号の3、金子委員ですね、この方は高齢で、ちょ

っと私も会ったんですけれども、体が不自由だそうですが、大丈夫なんですか。

3 番 本人は不自由ではないと言っています。周りから見て不自由です。やる気はあります。この間もちょっと見てもらったけれども、あの勢いで車に乗っていますので。

議長 車の免許は返したんですか。

3 番 返しました。自宅の内だけで、外には出ないようにしているそうです。

議長 家族はどうなっているんですか。

3 番 家族は、娘が2人で、1人が孫と帰ってきまして、旦那はいないです。孫が結婚して、やっていたんですけれども、農協の職員で、そのうちやると思いますが、今は出ています。娘が頑張っています。

議長 3年前に調査があったときに、自宅の裏に火を燃やしたりしたところがあったんですよ。今回はきれいになりましたから、いいのかなと思いますけれども。

ほかにありませんか。鈴木職務代理。

2 番 番号16ですが、先ほどスロープということでしたが、これはどの辺にスロープがついていたんですか。

議長 これは粕谷久敬委員のほうからお願いします。

1 2 番 略図16-1のほうですね、黒く四角くなっているところ
です。

議長 1mぐらいの段差があるんですよ。

1 2 番 そうです。一部を手放して、開発で建売等が建っておりまして、1mちょっとぐらいの段差があるんです。結局、地続きで略図16-2の畑があるわけで、そこへ行くとなると、ぐるっとかなり遠回りしなければいけないということで、このスロープをトラクターで上がって行けるというふうにしてあるみたいですよ。

2 番 そのスロープには、例えばコンクリートか何かが打っているんですか。

1 2 番 いえいえ、少し砂利が入っているような、ほとんど黒土の状態でした。

議長 ほかにございませんか。金子委員。

3 番 番号 8 で、同じような質問になってしまいますが、自分もこの人をよく知っていたんですけれども、前に直売を一生懸命やっていたんですが、今は体をこわしているという状態の中で、この畑の場合には、この場所は、誰が管理して、誰がきれいにしているんですか。

議長 これは梅田委員、説明してください。

1 7 番 体をこわしたというのは前の話で、今は無理をしない程度に申請者が管理しています。

3 番 本人がやっているんですね。

1 7 番 やっています。

議長 この方は私と同級なんですけれども、脳梗塞をやったのかな。脳梗塞でも軽い脳梗塞で、どうにか復帰いたしまして、農作業をできる状態になって、リハビリがてら農業もいいのではないかなということなんです。それほどのひどい脳梗塞ではないですから、手がしびれたり、きかなかったりということはないです。畑自体も肥培管理はよくされておりましたので、いいのかなと思います。

ただ、先ほど梅田委員から説明がありましたように、玉川上水に沿っておりますので、何メートルぐらいかは耕作ができない状態なんです。冬はもう凍ってしまいますし、霜柱が立ってしまいますから、ちょっと無理です。それで夏だと緑地の高木で日陰になってきますので、2～3 m は駄目になってしまうということで悩んでおりましたけれども、そんなところですよ。

ほかにございますか。山下委員。

7 番 議案第 2 号の 1 0 です。こちらの方もあまり耕作しているような雰囲気の方ではなくて、体の具合も悪いという話を聞いておりました。二度ほど用があつて行ったんですけれども、

お会いできなくて、生産物は何をつくっているのかなというところなので、本人が実際に耕作をしているのかどうか。やっているようには見えないんですが。

議長 議案第2号の10は梅田委員の担当ですか。説明してください。

17番 これは一部分、以前というか、今もそうなのかもしれないですけども、キノコ農家の方に場所を提供してある部分もありますし、あと植木は自分で生産しているというのではないと思います。

7番 キノコですね。何とも言えないんですけども、動物がうちのほうに大変多くやってきました、動物のすみかがあるのかなと思っているんです。

議長 ハクビシンだとか。

7番 そうです。今年はタヌキが5匹とアライグマが2匹、確認できました。通り道で、足跡がついているので、そちらのほうから毎日通っているようです。

17番 自分たちも同じ地区に住んでいながら、小さいころは、ここ全体が屋敷かと思っていたんですけども、農地だったかなという感じです。

議長 猶予制度を受けているところは植木をやっていたりして、ここは肥培管理ができていました。ただ、南側は、やっぱりすごい屋敷ですから、ケヤキは太いのがああるし、いろいろな木が生えてしまっているんですね。そこに逃げ込むのかなと。

略図10-1を見てもらうと、西側は都の施設だったんですね。何せ広い面積ですから。本宅にいるのかと思ったら、なかなか出てこないんですよ。携帯に電話したら、すぐ出てきたんですけども。

7番 結局、人がいるようには見えないですね。いろいろ回ったんですけども、一度もお会いできずにいます。

議長 電話は携帯がいいですね。

7番 携帯の番号がわからないので。

17番 当事者が携帯は持たない主義ですから、つながらないと思いますよ。

議長 息子さんが持っていたんだ。

17番 息子さんは持っているんだけども。

7番 息子さんはやっているんですか。勤めですか。

17番 勤めではないけれども。地元でもミステリーなんですよ。よくわからない。

議長 そんなところでよろしくお願いします。地元の委員、ちよくちよくお会いしてお話をしてください。

17番 ちよくちよく会える人ではないです。

議長 ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、採決に移ります。議案第2号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

内野委員に戻るようお願いいたします。

〔4番委員 着席〕

議長 本日の審議予定はこれで終了でございますが、何か御質問がありましたらお願いいたします。

……質疑なしの声

議長 質問がないようであれば、総会を終了したいと思います。

次回の総会は12月25日水曜日、午後3時から208・209会議室となっております。

本日は、慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

午後4時27分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員